

重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等の医療費助成のお知らせ

小平町では北海道からの補助を受け、心身に重い障がいのある方（重度心身障がい者）、母子（父子）家庭の方（ひとり親家庭等）および小学生までのお子さん（乳幼児等）の医療費の一部を助成しています。また、町独自に、高校生までのお子さんの医療費についても助成を行っています。

■対象となる方

共通条件

- ・生活保護法による保護を受けていないこと。

* 重度心身障がい者医療費の助成（18歳以下本人負担額0円）※

- ①身体に障がいのある方で、1～3級（ただし、3級は心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障がいに限る）身体障がい者手帳をお持ちの方。
- ②知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または、「重度」と判定（診断）された方。
- ③精神障がいのある方で、1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。
- ④受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

* ひとり親家庭等医療費の助成（18歳以下本人負担額0円）※

- ①ひとり親家庭等に属している母または父および子。（18歳に達した日の属する年度の末日までの方。ただし、在学等で扶養されている場合（注）は、20歳に達した日の月末までの方）
- ②受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

* 乳幼児等医療費の助成（本人負担額0円）※

- ①0歳から6歳までの入通院および小学生の入院。
- ②小学生の通院および中学生の入院、高校生等の入院（町独自助成）。

※領収書を後日役場に持参し、払い戻しを受けることもできます。

■申請方法

医療費助成を受けるには、事前に「受給者証」の交付を受けることが必要です。次のものを持参の上、役場保健福祉課または各支所で申請をお願いします。

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・重度心身障がい者医療に関しては、身体障がい者手帳または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳（注）申請時に在学証明書などが必要となります。

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係（内線 271・287）

小平町高齢者グループハウス「やすらぎ荘」、「はまなす荘」の入居者を募集しています

- * 入居資格 小平町に住所を有するおおむね65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

「やすらぎ荘」

- 所在地 小平町字小平町 377 番地の 2
- 募集室数 1 室
- 使用料 居室使用料（月額）11,300 円
共有室使用料
1 人入居の場合：月額 2,000 円
2 人入居の場合：月額 4,000 円

「はまなす荘」

- 所在地 小平町字鬼鹿港町 287 番地の 1
- 募集室数 2 室
- 使用料 居室使用料（月額）10,100 円
共有室使用料
1 人入居の場合：月額 2,000 円
2 人入居の場合：月額 4,000 円

※居室における光熱水費（電気料・上下水道料）は、各室ごとの自費負担となります。

※お申し込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承願います。

◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係（内線 272）もしくは鬼鹿支所（☎ 57-1111）・達布支所（☎ 58-1111）